様式第5

表

第　　号

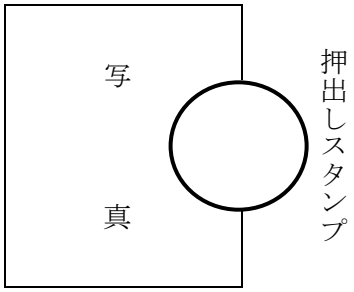
商工会法第50条第1項(第58条第5項において準用する場合を含む。)の規定による

立　入　検　査　証

職名及び氏名

年　　月　　日　生

年　　月　　日　交付



経済産業大臣

(都道府県知事)　　㊞

裏

商工会法抜すい

第50条　経済産業大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第58条　(第1項から第4項まで略)

5　第49条、第50条並びに第51条第1項、第2項及び第5項の規定は、連合会の監督について準用する。

(第6項略)

第63条　第50条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会の役員又は職員は、1万円以下の罰金に処する。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。